

鳥取県中部地域公共交通協議会設置要綱の一部改正について（案）

鳥取県中部地域公共交通協議会設置要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
(事務局) 第10条 協議会の事務局は、倉吉市 <u>企画産業部企画課</u> 、鳥取県地域振興部交通政策課に置く。 2～3 (略)			(事務局) 第10条 協議会の事務局は、倉吉市 <u>企画振興部総合政策課</u> 、鳥取県地域振興部交通政策課に置く。 2～3 (略)		
別表 1			別表 1		
構成員の区分	所属・団体名等	備考	構成員の区分	所属・団体名等	備考
<必須構成員>			<必須構成員>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
観光関係者	<u>公益社団法人鳥取県観光連盟</u>	観光関係者			
	<u>一般社団法人鳥取中部観光推進機構</u>	観光関係者			
※計画検討にあたり必要に応じて関係者を招集			※計画検討にあたり必要に応じて関係者を招集		
事務局	倉吉市 <u>企画産業部企画課</u>		事務局	倉吉市 <u>企画振興部総合政策課</u>	
	鳥取県地域振興部交通政策課			鳥取県地域振興部交通政策課	

附 則

(施行期日等)

- この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県中部地域公共交通協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県中部圏域（以下、「圏域」という。）において誰もが使いやすい公共交通体系の構築を目指し、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）及び地域公共交通再編実施計画（以下「再編実施計画」という。）の策定に関する協議並びに網形成計画及び再編実施計画の実施に係る連絡調整を行う鳥取県中部地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 網形成計画並びに再編実施計画の策定（事前調査を含む。）及び変更に関する協議
- (2) 網形成計画及び再編実施計画の実施に係る連絡調整
- (3) 前2号に掲げるもののほか必要な事業に関すること。

(協議会の委員)

第3条 協議会の委員は、別表1に掲げるとおりとし、倉吉市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の報酬及び費用弁償に関する事項は、会長が別に定める。

(協議会の役員)

第4条 協議会に会長及び副会長（以下「役員」という。）をそれぞれ1名置く。

- 2 会長は倉吉市長とし、副会長は会長の指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、役員は、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議を招集するときは、委員に対し、会議の目的である事項及び内容並びに日時、場所等を通知しなければならない。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、やむを得ない理由により会議に出席することができない委員があらかじめ通知された議事について、書面をもって表決し、又は当該委員が属する団体又は組織に属する者を代理人として出席させた場合は、当該委員が会議に出席したものとみなす。
- 4 会議は、会長が議長となる。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 6 委員は、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保することにより地域福祉の向上に資するため、誠意及び責任のある議論を行うよう努めなければならない。
- 7 会議は、原則として公開とする。ただし、会議において個人情報を取り扱う場合は、非公開とする。

8 会長は、必要に応じ委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 会議の運営に当たって必要な事項を処理させるため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事は、鳥取県担当課長並びに圏域を構成する市町の担当課長、委員のうち一般乗合旅客自動車運送事業者の職員及び学識経験者をもって充てる。

3 幹事会に幹事長を置き、幹事の互選によりこれを定める。

4 幹事会は、必要に応じて幹事以外の者に対し、資料の提出、意見等を求めることができる。

5 幹事会において審査した事項については、協議会に報告するものとする。

(分科会)

第7条 会長は、圏域を構成するそれぞれの市町における地域公共交通に関する事項を協議するために必要があると認めるときは、協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会は、次の各号に掲げる分科会について、当該各号に定める市町に関する地域公共交通について協議するものとする。

(1) 倉吉市分科会 倉吉市

(2) 三朝町分科会 三朝町

(3) 湯梨浜町分科会 湯梨浜町

(4) 琴浦町分科会 琴浦町

(5) 北栄町分科会 北栄町

3 第5条及び第6条の規定は、分科会について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、「副会長」とあるのは「副分科会長」と読み替えるものとする。

4 分科会長は、分科会で決議された事項について協議会に報告するものとし、協議会は、分科会の決議をもって協議会の議決とすることができる。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会の委員は、協議会において協議が整った事項について、その協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(守秘義務)

第9条 委員及び第5条第8項(第7条第3項において準用する場合を含む。)の規定により会議に出席を求められた者は、個人情報その他職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、倉吉市企画課、鳥取県交通政策課に置く。

2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第12条 協議会に監査委員を2名置く。

2 監査委員は、協議会の委員の中から会長が指名する。

3 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。

4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月20日から施行する。

(この要綱の改正に伴う経過措置)

2 協議会の要綱改正初年度の委員及び役員の任期については、第3条第2項及び第4条第5項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

鳥取県中部地域公共交通協議会会員

構成員の区分	所属・団体名等	備考
<必須構成員>		
国	鳥取運輸支局	交通関係者
	国土交通省倉吉河川国道事務所	道路管理者
県	鳥 取 県	地方公共団体
	中部総合事務所県土整備局	道路管理者
	中部総合事務所地域振興局	中山間地
市町村	倉 吉 市	地方公共団体・道路管理者
	三 朝 町	地方公共団体・道路管理者
	湯 梨 浜 町	地方公共団体・道路管理者
	琴 浦 町	地方公共団体・道路管理者
	北 栄 町	地方公共団体・道路管理者
公安委員会	公安委員会	公安委員会
交通事業者	日ノ丸自動車株式会社	公共交通事業者
	日本交通株式会社（バス）	公共交通事業者
	西日本旅客鉄道株式会社	公共交通事業者
	日ノ丸ハイヤー株式会社	公共交通事業者
	由良タクシー有限公司	公共交通事業者
	特定非営利活動法人たかしろ	公共交通事業者
学識経験者	米子工業高等専門学校	学識経験者
利用者代表	中部地区高等学校PTA連合会	利用者・住民
	鳥取県PTA協議会	利用者・住民
	鳥取県身体障害者福祉協会	利用者・住民
	公益社団法人鳥取県老人クラブ連合会	利用者・住民
公共交通関係機関	一般社団法人鳥取県バス協会	公共交通事業者
	一般社団法人鳥取県ハイヤータクシー協会	公共交通事業者
	鳥取県交通運輸産業労働組合協議会	公共交通関係者
観光関係者	公益社団法人鳥取県観光連盟	観光関係者
	一般社団法人鳥取中部観光推進機構	観光関係者

※計画検討にあたり必要に応じて関係者を招集

事務局	倉吉市企画産業部企画課	
	鳥取県地域振興部交通政策課	